

第6章 退職慰労金

尚綱学院退職慰労金支給規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人尚綱学院就業規則第73条第2項に基づき、退職慰労金の支給に関し必要な事項を定める。

（支給対象者・支給方法）

第2条 退職慰労金はその職員本人に、死亡退職の場合にはその遺族に支給する。

第3条 退職慰労金は一時に現金をもって支給する。但し、職員又は遺族が同意した場合には、その者の指定する金融機関への口座振込み又は小切手によって支給することができる。

（支給制限）

第4条 懲戒処分を受けた者の退職慰労金は、次の各号の通りとする。

（1）就業規則第75条第1項第4号の処分を受けた場合、その諭旨の内容により退職慰労金の一部を減額することがある。

（2）就業規則第75条第1項第5号の処分を受けた場合、退職慰労金は支給しない。

（退職慰労金の額）

第5条 退職慰労金の額は、勤続年数に従い、退職時の月例給額に別表の支給率を乗じて得た額とする。なお、洗替給支給者の退職慰労金の額は、給与規程第12条及び第13条による月例給に別表の支給率を乗じて得た額とする。

2 事務職員の退職慰労金の額は、総勤続年数に対する2011年3月31日までの勤続年数の割合による退職慰労金の額と2011年4月1日から退職時までの勤続年数の割合による退職慰労金の額の合計額とする。なお、退職慰労金の額は、次の計算により算出する。

$$\text{退職慰労金の額} = t / T \times \text{ } + t / T \times \text{ }$$

t : 2011年3月31日までの勤続年数

t : 2011年4月1日からの勤続年数

T : 総勤続年数 (t + t)

: 旧給与体系で算出した退職慰労金の額

: 新給与体系で算出した退職慰労金の額

3 勤続年数が20年以上で、満60歳に達し、定年前に退職するものについては、該当支給率に1.0加算した支給率とする。但し、加算した支給率は60.0を限度とする。

4 事務局長及び事務管理職位者には、退職慰労金に当該職位の在職月数に、次に定める附加金を乗じた額を加算して支給する。但し、職位を兼務した場合の附加金は、上位の職位とする。

（1）事務局長 30,000円

（2）事務部長 20,000円

（3）事務次長・中高事務長 10,000円

5 前項の附加金は、管理職位者として採用された者には支給しない。

第6条 勤続年数の算定は、次の各号の通りとする。

（1）勤続年数は満年数で計算する。但し、10年以上勤続したのものには10ヵ月越えた場合は満1年と計算する。

（2）育児休業及び介護休業の期間は、60%勤務したものとみなし計算し、勤続年数に算入する。

（3）大学教員の研究専念制度期間、中高教員の公私間交流期間、職員の国内又は国外研修及び人事交流研修等の期間は、勤続年数に算入する。

（4）休職期間、病気休暇期間及び欠勤した日は、勤続年数に算入しない。

（5）有期雇用契約期間は勤続年数に算入しない。

（6）定年後の勤務年数は勤続年数に算入しない。

（特例）

第7条 職務執行上死亡した者及び学院に対して特に功労のあった職員に対しては、理事会の承認を経て第5条に規定した金額にさらに増額して支給することができる。

（遺族の範囲及び順位）

第8条 職員が在職中死亡したときの退職慰労金を支給する遺族の範囲は、次の各号の通りとする。

（1）配偶者

（2）子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他の親族で、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者、又は職員の死亡当時これと生計を一としていた者

（3）子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他の親族で、前号に該当しない者

2 退職慰労金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。その他の親族については、職員との親等の近い順位とする。

3 退職慰労金の支給を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上ある場合は、その人数により等分して支給する。

4 職員が遺言で前三項に規定する者のうち特定の者を指定した場合には、前三項の規定にかかわらずこの指定した者に支給する。

（支給日）

第9条 退職慰労金は、退職又は死亡の日から1ヵ月以内に支払うものとする。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、1960年9月2日より施行する。

この改正規程は、1964年9月2日より施行する。

この改正規程は、1967年4月1日より施行する。

この改正規程は、1971年5月27日より施行する。

この改正規程は、1975年4月1日より施行する。

この改正規程は、1990年9月28日より施行する。

この改正規程は、1994年4月1日より施行する。

この改正規程は、2003年4月1日より施行する。

この改正規程は、2006年4月1日から施行する。

この改正規程は、2007年4月1日から施行する。

この改正規程は、2012年4月1日から施行する。

なお本規程は、2011年4月1日に遡り運用する。

この改正規程は、2012年4月1日から施行する。

この改正規程は、2017年3月27日から施行する。

この改正規程は、2018年11月30日から施行する。

この改正規程は、2021年4月1日から施行する。

別表1 退職支給率一覧表

| 勤続年数 | 普通退職 支給率 | 公傷による 退職支給率 | 勤続年数 | 普通退職 支給率 | 公傷による 退職支給率 |
|-------------|-------------|----------------|-------|-------------|----------------|
| 1年未満 | 支給しない | 1.5 | 23年以上 | 24.6 | 36.9 |
| 1年～ 2年未満 | 0.6 | 1.5 | 24 | 25.8 | 38.7 |
| 2年～ 3年未満 | 1.2 | 3.0 | 25 | 28.375 | 40.5 |
| 3年～ 4年未満 | 1.8 | 4.5 | 26 | 30.95 | 42.3 |
| 4年～ 5年未満 | 2.4 | 6.0 | 27 | 33.525 | 44.1 |
| 5年以上 | 3.0 | 7.5 | 28 | 36.1 | 45.9 |
| 6年以上 | 4.5 | 9.0 | 29 | 38.675 | 47.7 |
| 7 | 5.25 | 10.5 | 30 | 41.25 | 49.5 |
| 8 | 6.0 | 12.0 | 31 | 42.625 | 51.15 |
| 9 | 6.75 | 13.5 | 32 | 44.0 | 52.8 |
| 10 | 7.5 | 15.0 | 33 | 45.375 | 54.45 |
| 11 | 11.1 | 16.65 | 34 | 46.75 | 56.1 |
| 12 | 12.2 | 18.3 | 35 | 48.125 | 57.75 |
| 13 | 13.3 | 19.95 | 36 | 49.5 | 59.4 |
| 14 | 14.4 | 21.6 | 37 | 50.875 | 60.0 |
| 15 | 15.5 | 23.25 | 38 | 52.25 | 60.0 |
| 16 | 16.6 | 24.9 | 39 | 53.625 | 60.0 |
| 17 | 17.7 | 26.55 | 40 | 55.0 | 60.0 |
| 18 | 18.8 | 28.2 | 41 | 56.25 | 62.7 |
| 19 | 19.9 | 29.85 | 42 | 57.5 | 62.7 |
| 20 | 21.0 | 31.5 | 43 | 58.75 | 62.7 |
| 21 | 22.2 | 33.3 | 44年以上 | 60.0 | 62.7 |
| 22 | 23.4 | 35.1 | | | |

別表2 旧給与規程 給料表（1）事務職員 給料表

| 号俸 | 事 務 職 |
|----|---------|
| 64 | 494,800 |
| 63 | 493,900 |
| 62 | 492,900 |
| 61 | 491,900 |
| 60 | 491,000 |
| 59 | 489,500 |
| 58 | 488,000 |
| 57 | 486,000 |
| 56 | 483,400 |
| 55 | 481,000 |
| 54 | 478,100 |
| 53 | 474,500 |
| 52 | 470,300 |
| 51 | 465,600 |
| 50 | 460,400 |
| 49 | 454,600 |
| 48 | 448,300 |
| 47 | 441,400 |
| 46 | 433,700 |
| 45 | 425,600 |
| 44 | 417,000 |
| 43 | 408,000 |
| 42 | 398,600 |
| 41 | 388,800 |
| 40 | 378,700 |
| 39 | 368,400 |
| 38 | 357,800 |
| 37 | 348,100 |
| 36 | 338,200 |
| 35 | 328,200 |
| 34 | 318,200 |
| 33 | 308,200 |
| 32 | 298,100 |
| 31 | 287,400 |
| 30 | 276,500 |
| 29 | 265,600 |
| 28 | 255,300 |
| 27 | 245,900 |
| 26 | 236,800 |
| 25 | 228,300 |
| 24 | 220,100 |
| 23 | 212,100 |
| 22 | 203,900 |
| 21 | 195,700 |
| 20 | 188,200 |
| 19 | 179,600 |
| 18 | 172,300 |